

「令和6年度介護基盤整備計画掲載事業公募」に係る質問及び回答
(看護小規模多機能型居宅介護)

<p>1 公募要項No.5 建築条件(1)について、整備を完了がR6年度末=R7年(2025年)3月末迄、開設はその後指定申請を経て、最短でR7年度(2025年)6月1日という解釈であっているか。</p>
<p>「令和6年度介護基盤整備計画掲載事業公募要項No.5 建設条件(1)」に記載のとおり、原則として令和6年度末までに整備を完了し、かつ事業を開始することとなります。</p> <p>令和6年度内に、開設が間に合わないなどの計画に変更が見込まれる場合には、別途協議をお願いします。</p>
<p>2 施設整備補助金申請および交付決定は7月中旬から約2か月半で完了が可能という理解であっているか。</p>
<p>新潟県への事前協議の提出を行う必要があり、補助内示を受けた段階で、契約締結可、着工可となります。</p> <p>協議書提出から補助内示まで概ね1か月程度を要します。また、交付申請から交付決定まで概ね2か月程度の期間を要します。</p>
<p>3 施設整備補助金は、オーナー創設型も可能か。事業者創設型のみ適用になるか。</p>
<p>オーナー創設型も可能です。</p> <p>土地所有者(オーナー)が施設運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も補助対象となります。ただし、補助条件があります。</p> <p>補助申請者は、整備費用の支出者である土地所有者(オーナー)となります。</p>
<p>4 オーナー創設型が可能な場合、提出する様式5-1、5-2および5-3は、オーナーと事業者は別々に作成する形となるか。</p>
<p>別々に作成する必要はありません。公募申請者の状況を記載してください。</p>
<p>5 補助金交付決定後の、入札に関して、入札申込みは受付け期間を十分確保し(2週間程度を想定)、弊社ホームページにて広く募集周知を行うことで差し支えないか。</p>

長岡市財務規則第 142 条を参照願います。

入札・契約にあたっては、一般競争入札に付すなど、長岡市が行う契約手続きの取り扱いに準拠する必要があります。

長岡市財務規則第 142 条において、「予定価格の区分に応じ各号に定める期間において新聞又はその他の方法により公告しなければならない。」とあります。

公告の方法については、貴社のホームページに掲載して周知することで、問題ないかと思えます。なお、長岡市では、長岡市掲示板（アオーレのセブンイレブン付近）やホームページに公告や設計書を掲載しております。

(<https://www.e-bidpub.city.nagaoka.niigata.jp/e-bidpager2-1.html>)

6 また、入札施工会社についての市指定の条件はあるか。

ホームページに掲載している公告を参考にしてください。一定金額を超える工事、建設コンサルタント業務（契約検査課が入札をする案件）については、長岡市の入札参加資格者名簿に登載されていることが必須項目にあります。

高額な案件については、総合評点（市が業者に付けている点数）や工事成績の点数など、入札参加要件を厳しくしている案件もあります。

7 施設整備補助金を申請しない場合においても、開設準備経費補助金の申請は可能か。

申請は可能です。

8 開設準備経費補助金の申請が可能な場合、入札や相見積などが必要な購入品についてはいくら以上の備品などは相見積が必要などの要件はあるか。

長岡市財務規則第 129 条を参照願います。

規則第 129 条第 3 項の規程により、「競争入札に付さずに随意による契約(以下「随意契約」という。)を締結することができる。」とされております。

9 その際、開設準備経費補助金は、開設の 6 ヶ月前から発生する費用が対象となるか。

開設前 6 か月の期間内に「納品」された経費であり、かつ、補助事業期間内（年度内）に支払いを行った経費が補助対象となります。